

Web 明細「ご利用明細書ウェブ請求サービス」利用特約

第 1 条（目的等）

1. Web 明細利用特約（以下、「本特約」という）は、別に定めるニッセンレンウェブサービス・エヌプラネット利用者規程（以下、「エヌプラネット」という）を承認し、利用者登録を完了した利用者が「ご請求代金明細情報の照会・登録、書面による交付申請」サービス（以下、「Web 明細」という）を利用するための条件を定めたものです。
2. 本特約は、エヌプラネット、カード（エヌプラネットに定義する日専連カード、日専連法人カード、及びキャッシング専用カードをいう。以下同様）の会員規約、及び個人情報の取扱いに関する重要事項（以下、総称して「会員規約等」という）と一体で適用されるものとします。
3. 本特約の定めが会員規約等の定めと異なる場合には、本特約の定めが優先して適用されるものとします。
4. 本特約で使用する用語は、特に定めのない限り、会員規約等における用語と同一の意味を有するものとします。

第 2 条（Web 明細の内容）

1. Web 明細とは、会員がカードの会員規約に基づき利用したショッピング・キャッシングの約定支払額及び利用代金等に関する明細情報並びにキャッシングの利用に係る一定期間（毎月 1 日から末日）の取引情報を、株式会社日専連ホールディングス（以下、「当社」という）が、本特約で定める電磁的方法により提供するサービスをいいます。

第 3 条（Web 明細の利用登録）

1. 第 1 条第 1 項に規定する利用者が Web 明細の利用を希望する場合、本特約に同意したうえで当社所定の方法により利用登録を申込みものとし、当社が承認して利用登録が完了したときに、Web 明細を利用することができるものとします（以下、「特約利用者」という）。但し、一部の会員（エヌプラネットに定義するカードの貸与を受けた個人会員（家族会員を含む）及び法人会員（カード使用者を含む）をいう。以下同様）については、利用登録ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
2. 当社は、前項の利用登録が完了した場合、速やかに特約利用者が届け出た電子メールアドレス宛に、その旨を通知する電子メール又はその他の電磁的方法によるメッセージ（以下、「電子メール等」という）を送信します。

第 4 条（Web 明細の利用方法）

1. 当社は、Web 明細を毎月 13 日までに当社所定の Web サイトに表示し、特約利用者が届け出た電子メールアドレス宛に電子メール等を送信します。特約利用者は、当該電子メール等を受領後、速やかに指定された Web サイトから Web 明細を閲覧し、その内容を確認するとともに特約利用者が使用する電子機器に記録するものとします。尚、特約利用者は、システムメンテナンスによる Web 明細の停止・その他の事情により Web 明細の確認ができない場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
2. 当社は、特約利用者が Web 明細の利用登録中、書面（第 2 条に規定する取引情報を記載した書面をいい、以下、「請求代金明細書」という）の発送を停止するものとします。（この場合には、第 5 条「請求代金明細書の発行手数料」は発生しません。）
3. 当社は、当社所定の Web サイトに Web 明細を表示する場合、当社所定のサーバー内に当該データをポータブル・ドキュメント・フォーマット（PDF）のファイル記録方式により記録し特約利用者に提供するものとします。

第5条（請求代金明細書の発行手数料）

1. 特約利用者は、Web 明細とは別に請求代金明細書の交付を希望する場合、保有するカードのうちから請求代金明細書の交付を希望するカードを指定したうえで、当社所定の方法により請求代金明細書交付の申請届けを行う（第3条に基づく Web 明細の利用登録を行っていない場合を含むものとし、この場合には申請届けは不要です。以下同様）ものとし、この場合、特約利用者は、以下のいずれかに該当する場合を除き、当社所定の発行手数料を約定支払額に加算して支払うものとし、
 - 1)法令で定める場合
 - 2)日専連カードのうち日専連 JCB ゴールドカード、日専連法人カードを利用の場合
 - 3)特約利用者が満 70 歳に達する月以降に請求代金明細書を発送する場合
 - 4)その他、当社が請求代金明細書の発送が必要と判断した場合
2. 当社は、特約利用者が Web 明細の利用登録中であっても、Web 明細を表示する月の前月末日までに口座振替の登録が完了していない場合（当社が登録完了していない場合を含む）、請求代金明細書を発送するものとし、この場合、特約利用者は当社所定の発行手数料を約定支払額に加算して支払うものとし、

第6条（Web 明細提供の一時停止・終了等）

1. 当社は、特約利用者がエヌプラネットに違反し利用者登録が抹消された場合、同時に Web 明細の提供を終了するものとし、
2. 当社は、特約利用者が本特約のいずれかに違反したと判断した場合、特約利用者に対して、別途その旨を通知することにより、いつでも、Web 明細の提供を終了することができるものとし、
3. 当社は、特約利用者に対して公表又は通知したうえで、Web 明細を停止又は終了し、若しくは内容を変更することができるものとし、
4. 当社は、特約利用者宛に送信した電子メール等が不着となった場合、特約利用者に対して事前に通知することなく、Web 明細の提供を停止することができるものとし、
5. 当社は、特約利用者が前4項のいずれかに該当し Web 明細の提供を停止又は終了した場合、請求代金明細書を発送することができるものとし、尚、請求代金明細書を発送した場合の発行手数料は、第5条第1項第4号のとおりとします。

第7条（本特約の変更）

1. 当社は、法令に定める範囲内において、当社が適当と判断する方法で本特約を変更できるものとし、この場合、当社はカード会員規約の変更規定に従うものとし、

第8条（会員規約等の適用）

1. 本特約は、会員規約等の一部であり、特約利用者が本特約に違反した場合、当社は当該行為を会員規約等の違反とみなします。